

事務連絡  
令和4年12月23日

介護サービス事業所 管理者様  
高齢者福祉施設 施設長様

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長  
福岡市保健医療局課長  
(新型コロナウイルス感染症対策担当)

## 新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（お願い）

新型コロナウイルス感染症については、市内の新規陽性者が2,000人を超える日が続いており、今後、年末年始などで、人との接触の機会が増加することで、さらに感染が拡大する恐れもあります。また、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されています。

各施設におかれましては、下記にご留意の上、従事者の健康管理や積極的なスクリーニング検査、ワクチン接種（出張接種の活用等）などの対策を引き続き徹底いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 従事者の健康管理等の徹底

出勤時における健康状態確認の徹底及び風邪症状がある場合の勤務見合わせなど、ウイルスを持ち込まないための対策や、定期的な換気、食事時の黙食、会話時のマスク着用、密の回避、こまめな手指消毒などの感染予防対策、従事者の自己管理を徹底してください。

#### 2 スクリーニング検査の活用

できる限り早く無症状等の感染者を把握し、感染拡大防止策を講じることができるよう、「介護施設従事者等へのスクリーニング検査事業」により、従事者及び新規入所者等への検査を徹底してください。

#### 3 従事者等のワクチン接種の促進

入所者等はもとより従事者に対しても、ワクチン接種を積極的に促進いただくようお願いいたします。ワクチン接種にあたっては、施設への出張接種やクリニックでの個別接種、各集団接種会場での接種をご活用ください。

#### 4 退院患者の適切な受入れについて

新型コロナウイルス感染症に感染した入所者等が退院する場合は、国において、「退院基準を満たす場合には、介護施設において適切な受入れを行うこと。施設系及び居住系サービス事業所において、退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入れを拒否する正当な理由には該当しないこと」（令和4年6月7日付け厚生労働省事務連絡）とされておりますので、適切な対応をお願いいたします。

#### 5 感染発生時のサービス提供体制の確保

感染発生時でも、感染拡大防止対策を徹底した上で継続的なサービスが提供できるよう、医療機関への連絡体制の確認、感染発生時のサービス提供体制維持のための方策や業務継続計画（BCP）の策定などをご検討ください。

## 6 陽性者が発生した場合の報告

従事者や利用者・入所者が陽性となった場合は、事業者指導課へ別紙様式により速やかに報告をお願いします。必要に応じて、不足する衛生資材の提供や運営に係るアドバイス等の支援を実施します。

<参考>チラシ・通知関係掲載ページ ※掲示用のチラシ等を掲載しておりますのでご活用ください。

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > お知らせ >

介護保険事業者等への通知関係（新型コロナウイルス感染症関連）

<URL>

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasho/health/00/05/kaigonoticecorona.html>

<参考>感染拡大防止対策動画・テキスト掲載ページ

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > お知らせ >

新型コロナウイルス感染予防及び感染拡大防止対策について

<URL>

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasho/health/00/05/5030302\\_2.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasho/health/00/05/5030302_2.html)



福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

施設指導係 TEL : 092-711-4319

在宅指導係 TEL : 092-711-4257

福岡市 保健医療局

新型コロナウイルス感染症対策担当

TEL : 092-711-4750